

## 第 28 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 07 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 【農業委員】 11 人  
2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、5 番 濱口佳史、  
7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、10 番 敷地智也、  
11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、14 番 吉尾好市  
【推進委員】 6 人  
2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、5 番 小橋誠一、  
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一  
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 藤本 英)
4. 欠席委員 【農業委員】 1 番 小谷健児、13 番 ハジィフ泉、  
【推進委員】 1 番 大石正幸
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請(農業委員会会長許可)について(3 件)  
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
議案第 3 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
  - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議 長 それでは、6 月の定例会を早速始めたいと思います。雨の中、足元のうるさい中、何かとお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、新型コロナウイルスも高知県がまた少し出始めまして、幡多の方も感染者がぽつぽつと出ております。十分にお気を付けいただきたいと思います。今日の欠席者でございますが 3 名おりまして、小谷委員と、それからハジィフ委員と大石委員が欠席でございますが、成立はしております。今日の議事録の署名人ですが、藤原さんと濱口君にお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請につきまして 3 件出ております。

事務局より、1 番から説明をお願いします。

事務局　それでは、1 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請、3 件出ております。

まず、1 番、譲渡人、〇〇〇〇さん、譲受人、〇〇〇〇さんです。

申請地、黒潮町田野浦字本田 2924 番、地目・田 914 平米。理由としましては、売買のための所有権の移転となります。2 ページからをご覧ください。

航空図面になりますが、場所としましては、右の方に田野浦漁港が見えていまして、花卉（かき）団地のすぐ近くになります。次の 3 ページをお願いします。

こちらも同様に、ゼンリンの図面となっております。4 ページが、航空の拡大図面となっております。続きまして、5 ページが公図となっております。6 ページが現況写真となっております。こちらが水稻をやっております、農用地区域内となっております。現在、利用権の設定はありません。引き続き、7 ページをお願いします。こちらが第 3 条調査書になります。それぞれ説明させていただきます。まず、第 2 項第 1 号、全部効率利用の面について説明します。譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者としては、ご本人となっております。所有機械としまして、トラクターが 2 台、コンバイン 1 台、田植機が 1 台となっております。続きまして、第 2 項第 2 号、農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり、適用はありません。第 2 項第 3 号につきましては、信託ではないので適用なしとなっております。第 2 項第 4 号、農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間 200 日の農作業従事日数となっておりますので、下限日数である 150 日を上回っています。続きまして第 5 号につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超えています。今回の取得分を含めまして 1 万 1,167 平米となっております。続きまして第 2 項第 6 号、転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。続きまして第 2 項第 7 号、地域調和につきましては、所有権移転後は水稻・果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響ないと考えます。水稻・果樹とありますが、主に水稻になると思います。事務局からは以上です。

議　長　今、事務局の方から説明がありました。担当は私でございます。

実は、場所は私のハウスのすぐ下でございまして毎日のように現場は見ておりまして、この間、〇〇〇〇さんから話を聞きました。2 人とも田野浦の出身でして、〇〇〇〇さんは稲もかなり作っております、〇〇〇〇さんらと一緒に、法人ではないけど農業組合みたいな形で一緒に農業もしております、大変活躍をしております。譲渡人である〇〇〇〇さんとの話は十分にできていて、許可あり次



ます。次に、第6号の転貸禁止の面につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。地域調和の面につきましては、所有権移転後は果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響ないと考えられます。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局より説明がありました。担当委員さんから補足説明あればお願いします。

〇〇委員 5月27日に、〇〇委員と〇〇〇〇さんに行ってきました。〇〇〇〇さんが言うには、そこは今、荒れてますけど購入後は整地して、ミカンとか柿を栽培したいとのことでした。以上です。

議 長 今、〇〇委員の方から果樹を植えると。柿を植えたいということでございました。この件につきまして質疑・質問等ある方は挙手をお願いします。

〇〇委員 この、広い方が畑？この畑は畑でええがやけど、この9ページ、「〇〇〇〇」と載ってますが。現在、広い方は駐車場なんですか？

事務局 これが、ゼンリンの図面ではこうなっているんですけど、実際は、このゼンリンの図面で赤い所を除いたこの右側ですね。赤い所以外が駐車場です。ゼンリンの図面がちょっと違っているんだと思います。

議 長 写真で見てもらったらわかるけど、この12ページで見る限りでは、駐車場には見えないですね。草が生い茂っているし。両方とも果樹を植えるということやね？

事務局 そのようです。両方とも果樹の予定です。

議 長 何か、ほかにありませんかね。3条の場合は3年3作ということがありますので、果樹を植えることについては問題ないですけど、もしほかのことに使用する場合には、見ておく必要があります。特に、ほかに意見はないですかね。  
なければ、2番につきまして承認を受けたいと思います。  
この3条許可申請の2番につきまして承認をされます方は、挙手をお願いします。  
挙手全員です。2番につきましては承認をされました。  
続きまして、第3条許可申請の3番、事務局よりお願いします。

事務局 それでは、3番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんとなっています。

申請地としまして、黒潮町入野字小屋所 5334 番イ、地目・畑 138 平米。理由とし  
まして、売買のための所有権移転となっています。15 ページからをご覧ください。  
こちら、航空図面ですが、場所が錦野団地をずっと上がっていった所の墓地のすぐ  
手前となっています。16 ページが、同じくゼンリンの図面となっています。17 ペー  
ジが拡大の航空図面です。続きまして、18 ページが公図となっております。続きま  
して、19 ページが現況写真となっております。こちらが樹木で一带覆われていまし  
て、その中が果樹栽培ができるような、そういう農地となっています。こちらが農  
用地区域外となっていて、利用権の設定も今のところありません。それでは、  
20 ページの第 3 条調査書について説明させていただきます。第 2 項第 1 号の全部  
効率利用の面につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に  
従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できる  
ものと見込まれます。農作業従事者としましては、ご本人と、その子どもさんとな  
っております。所有機械としまして、トラクター 1 台、軽トラ 1 台、管理機が 1 台  
となっております。第 2 項第 1 号、農業生産法人以外の法人としましては、適用は  
ありません。次の第 2 項第 3 号の信託につきましても、信託ではないので適用はあ  
りません。第 2 項第 4 号の農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を  
行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間 200 日の農作  
業従事日数となっております。続きまして、下限面積につきましては、譲受人が耕  
作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超えております。今回の取得分  
を含めて 1 万 2,474 平米となっております。次の転貸禁止の面につきましては、許  
可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。続きまして、  
地域調和の点につきましては、所有権移転後は引き続き果樹の栽培を予定するため、  
周辺農地への影響はないと考えられます。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんから補足説明があればお  
願います。

〇〇委員 19 ページを見てもらったら分かると思いますが、ブントンを植えていまして草  
ぼうぼうの状態です。本人に会えなくて、〇〇〇〇さんと会って話をしました。  
「ここに何か植えるんですか」と聞いたら、「ポンカンを植えてやっっていくつもり  
です」ということでした。よろしく願います。

議 長 今、〇〇委員の方から、ポンカンを植えたいという話がありました。この、今  
植えている木はブントンの木ですか？

〇〇委員 ブントンの木です。

議 長 その譲渡人が植えていたのですか？

〇〇委員 そうです。

議 長 この件につきまして質疑・質問等ある方は挙手願います。

〇〇委員 この18ページの地図の図面、17ページの航空写真と形が全然違うがやけど、ひょっとして隣地の「5334-ロ」も入っているのではないですか？「5334-イ」だけを売買になってるけど。

議 長 この上は墓地ですか？

事務局 墓地です。

議 長 ここは墓地ですね。では、この墓地へ行く道に含まれるのではない？その「5334-イ」は。

事務局 現状の公図はこうですが、地籍調査で測ったもので見ると、この写真のような格好になりますね。それからすみません、確認すると、やはりこの「5334-ロ」は道になっています。

議 長 今、地籍調査の測量図で見ると限りでは、「5334-ロ」は道になっているそうです。いいですかね。ほかには、何かありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。それでは、第3条許可申請の3番につきまして承認をされます方は挙手願います。挙手全員です。3番につきましても承認をされました。

それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、2号議案の説明をさせていただきます。

1ページからご覧ください。

順番に説明させていただきます。

まず、3-7(大方3-7)、続きまして、3-8(大方3-8)、3-9(大方3-9)、こちら3つが、〇〇〇〇さん。

続きまして、3-10（大方3-10）、〇〇〇〇さん。

3-11（大方3-11）、〇〇〇〇さん。

3-12、〇〇〇〇さん。

3-13、〇〇〇〇さん。

3-14、〇〇〇〇さん。

3-15、〇〇〇〇さん。

3-16、〇〇〇〇さん。

こちらが、全て借受人が〇〇〇〇となっております。

始期につきましては、全て令和3年6月4日、終期が令和13年1月16日となっております。

これら全て、後でも説明しますが、〇〇〇〇さんとの利用権の設定となります。

利用権を設定する土地、こちらの地番についてはちょっと省略させていただきますので、お読み取りください。

現況は、全て畑となっております。

すべて、作物については果樹を予定しているということです。

10a当たりの借り賃としましては〇〇〇〇です。

では引き続き、次の3の17から説明します。

3-17、〇〇〇〇さん。

3-18、〇〇〇〇さん。

3-19、〇〇〇〇さん。

3-20、〇〇〇〇さん。

3-21、〇〇〇〇さん。

3-22、〇〇〇〇さん。

こちらも、すべて借受人が〇〇〇〇となっております。

こちらは全て、利用権設定後に〇〇〇〇さんとの利用権設定となるようです。

設定期間としましては、全て、令和3年6月4日から令和13年2月28日となっております。

土地の地番については省略させていただきますので、お読み取りください。

10a当たりの借り賃につきましては、〇〇〇〇となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明がありました。利用権の設定につきまして、何か質疑・質問等ある方は目を通していただいて、挙手願います。

これは新規になっているけど、今までも多分作りよったはずやけど、これは農業公社による中間管理になったので、新規になっているということ？

事務局 そうですね、実際、全て再度の設定なんですけど、この農業公社の整理の中で事業がちょっと別個の事業ということで、新規と載っています。

議長 この〇〇〇〇も、実際は再設定ということ？

事務局 同じく、そうですね。

〇〇委員 〇〇〇〇とは、どこの法人ですか？

事務局 〇〇〇〇の農園ですが、ハウスなどをされて、広く果樹栽培しています。

〇〇委員 〇〇〇〇は今まで聞いたことあったけど、〇〇〇〇は初めて聞きました。

議長 何か、ほかにはないですかね、この利用権の設定につきまして。再設定のような形ですので特に問題はないと思いますけど。

いいですかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。

議案第2号、利用権の設定につきまして承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。議案第2号につきましては承認をされました。

続きまして、議案第3号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。

まず、1番、〇〇〇〇さん、内容がトラクターの更新となっております。ちょっとページ飛びまして、6ページからをご覧ください。6ページの中ごろからなんですけども、事業内容としまして、繰り返しになりますがトラクターの更新です。

種類としましては、三菱のGS232MY4Vという機種となっております。

その下の資金計画としましては、〇〇〇〇となっております。

最終償還期限としましては、令和10年5月31日となっております。

元金の償還方法については割愛させていただきます。

元金の年間要償還額としまして、〇〇〇〇となっております。

この6ページ以降に見積書やトラクターのカタログが載っておますので、また見ていただけたらと思います。

またちょっと飛びまして、25・26ページが耕作地となっております。

まず、25ページが田野浦の方での耕作地となります。下の方に、これ花卉(かき)



団地ですかね。と、それから上の方にビニールハウスが2カ所ほどあります。

26 ページの方ですが、これは主に出口の方になるんですけども三浦小学校のその下の方で、カタギ谷、こちらでのハウスと、それからその上の方にあります中ノ谷でハウス栽培をしまして、主にニラやメロンなどを耕作しているとのこと。事務局からは、いったん以上です。

議 長

今、事務局の方より、トラクターの〇〇〇〇さんの申請について説明がありました。

この〇〇〇〇さん、私もよく存じておりまして、田野浦と出口で以前は花を作っておりましたが、現在はニラと、今マルセイユというメロンを作っておりますが、主にニラ農家でございます私もよく知っておりまして、うちのハウスの隣でも1反作っております。

ほんで、トラクターを更新したいということでございます。

特に問題はないとは思いますが、まじめに一生懸命頑張ってやっております。何かこの件につきまして質問はありますか。

〇〇委員 住所は〇〇〇〇になっちゃらね。

議 長 これについては田野浦・出口で耕作しようということで、農協も大方の農協を利用しようということで、多分その大方の農協で、言うたら近代化を借り受けたいと、そういうがやろうと思うがやけど。

事務局 これについては多分住所地やなくて耕作地の方で申請出さないかんというふうな規定はあるがないろうかと思えます。

議 長 今まで、町外の人でもここの黒潮町で認定農業者になっちゃった人は、言ったらここの借入金らも出たこともあったね。

ほかに、この借入金について何かないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この件の借入金につきまして承認を受けたいと思います。承認をされます方は挙手願います。挙手全員です。この件につきましては承認をされました。

次の案件について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。31 ページをご覧ください。こちらですが、

借入申込金額としまして〇〇〇〇となっております。最終償還期限としましては、令和 10 年 5 月 31 日となっております。元金の償還額としまして、〇〇〇〇となっております。

事業の内容につきましては、循環扇の導入。規模としましてはメーカー・フルタの AB273、200V の 12 台分と取付金具となっております、合計金額が〇〇〇〇となっております。

その下の資金計画としまして、〇〇〇〇となっております。この補助金につきましては、町と J A からの補助金ということになります。

この 31 ページ以降が、見積書やカタログとなっております。45 ページをご覧ください。こちらは杉本さんの耕作地になりますが、旧の蜷川小学校の前で耕作しているのと、その奥に 200m ほど入っていった所、この主に 2 カ所でミョウガやレモンなどを耕作しているとのことです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。これは、この手前の方もハウスになっちゃうがよね？ここ。

事務局 今、ハウスになっていますね。

議 長 金子委員に聞いたらよく分かるね。この手前の、この赤線で囲んでいる所もハウスよね？

〇〇委員 ハウス。その下側はレモンです。ちょっと上に上がったところがミョウガです。

議 長 環機というのはどんなもんやろうか？

事務局 ビニールハウスの中でダクトをつけるもの。

議 長 そうか、扇風機みたいなもんか。サーキュレーター？換気扇みたいに空気を動かすやつよね。その循環機らあには町の補助が出るのか？

事務局 ありますね、はい。

議 長 あるがやね。何かこの件につきまして質疑・質問ある方は挙手願います。  
ないですかね。  
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この杉本さんの借入金につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。この件につきましても承認をされました。

続きまして、議案第4号、当日資料になりますが非農地証明願が急きょ出ましたので、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 第4号議案の説明をさせていただきます。

今日お配りした資料です。

願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町田野浦字小西796番、地目・畑79平米。同じく、字小西797、地目・畑59平米。

届出理由としまして、50年以上前から宅地となっており、家屋老朽化のため、本年2月ごろに解体工事を行ったとのこと。

1 ページからご覧ください。

航空図面となっておりますが、場所は、左下の方にJA大方南部事業所が載っております、ここからちょっと高い所に上っていった場所になります。かなり住宅が密集した所となっております。

2 ページが、同じくゼンリン図面となっております。

3 ページが、拡大の航空図面です。こちらの場所が2筆となっております。

4 ページが公図となっております。

最後、5 ページが現況写真となっております。今はもう老朽家屋の解体工事も終わりました、ご覧のとおりさら地となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。担当は私でございまして、実は急きょ、31日に現場と、本人とも話を聞きました。

前は家が建っておりましたが、もうこの〇〇〇〇、もう私らが家を建てた記憶もない。〇〇〇〇になりますが、それ以前に建てた家ですので、もうかなり昔からここに家が建っていたということです。

それで、もう老朽化で周りが危険なので、空き家なので壊したということございまして、許可あり次第、近くの人と売買契約を結びたいというような話でした。

ほんで、写真見てもらったら分かりますけど、ほとんどもう家ばかりで農地とは認められません。ほんで、昔、農地法ができるまでに畑か何かでそこに家が建っていたようございまして、現在はもうここら辺りに農地は全然ありません。私が見た限りでは農地とは認められません。以上です。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方。

ここの辺りも現在空き家みたいなのがいっぱいになっておりまして、もう古い、この最後のページの正面のここら辺りでも空き家になっておりまして、宅地ばかりです。何か、ないですかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。非農地証明願につきまして承認をされました。

議案につきましては、これで終了したいと思います。

議長 皆様の方からは他にありませんか。無いようですので、定例会を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

(午後 3 時 07 分終了)